

福祉課題解決支援モデル事業データ分析等伴走支援業務委託仕様書

1 業務の名称

福祉課題解決支援モデル事業データ分析等伴走支援業務（以下、本業務）

2 目的・背景

愛媛県（以下、県）では、総合計画に掲げた政策・施策の KGI の目標達成に向け、成果重視の政策マネジメントを運用しているが、福祉分野を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少に伴い大きく変化してきており、このままでは、介護や障がい、保育を始めとする福祉サービスの維持・確保が困難となるおそれがある。県民生活に直結する重要な基盤である福祉サービスを将来に向けて維持していくには、常に的確な課題把握を行いながら、環境に合わせ機動的に施策を改善し、効果的な施策を展開していくことが求められている。

そのため、現場課題の体系的収集から適切な現状把握、他自治体との比較検証等を通じて、的確な課題抽出に至る一連の政策立案フローを洗練させ、標準化するとともに、その標準化された業務の各工程を効果的かつ効率的に進めるためのデジタル支援ツールの検討により、担当者の経験やスキルに依存しない立案環境を構築するなど、組織全体として一貫性のある高度な政策立案力を養い、困難化している福祉課題の解決に貢献することを目的としている。

本業務では、福祉現場の課題感から、客観的な現状の把握、課題仮説の整理・絞り込み、他自治体との比較、KGI への寄与度及び実現可能性に係る評価を行い、効果的な課題の設定までのプロセスを標準化（以下、標準業務フロー）することとしており、受注者は本業務におけるデータ分析と標準業務フローの構築を通じて、デジタル支援ツールの必要性も検討・提案する。

3 業務実施期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

以下の業務において、技術的な支援を含めた伴走支援を行い、デジタル支援ツール等の利活用における専門的見地からのアドバイスや職員による効果的かつ持続可能な標準業務フローの構築に向けたコンサルティングを実施すること。

(1) 全体プロジェクト管理

業務実施に当たっては、委託契約書に定める業務計画書に沿って適切に進捗管理を行い、福祉課題の解決に向けて、熱意と柔軟性を持った業務遂行体制を維持すること。

また、業務の実施に当たって、定期的にウェブ会議等により県と連絡調整を行うこと。
なお、頻度や手段については県と十分協議すること。

(2) 現場課題の整理、仮説設定

- ・県等が収集する福祉分野における現場課題を基に、分析の前提となる仮説の設定や分析に必要なデータの選択のほか、解析手法等の検討
- ・対象分野については、事業開始後、県において決定する。(1分野を想定)

(3) データ分析 (要因分析)

- ・(2) で設定した仮説を基に、更に深掘りして分析していくためのデータ (主に公表された統計データ等※を活用) を収集し、現状把握、将来推計、他地域との構造比較等を実施し、分析結果を県に可視化した上で提示する。

※統計データ…e-Stat (政府統計の総合窓口)、RESAS (地域経済分析システム)、国立社会保障・人口問題研究所などの公表済み各種統計データ

(4) 新たな課題の抽出

- ・データ分析結果から導かれる要因の提示と、新たな課題設定に向けた仮説の提示
- ・課題の抽出に当たっては、分析されたデータからその妥当性が説明でき、分析過程が再現可能であること。

(5) 標準業務フローの構築

- ・現場課題の提示から仮説設定、データ分析、新たな課題の検討・設定までの業務フローを標準化すること。
- ・標準化に当たっては、効率や効果を最大化するため、活用すべきデジタル支援ツールについても検討・提案すること。ただし、特定の製品の導入を前提とはせず、複数の選択肢をもって比較検討すること。

(6) 効果検証

- ・モデル事業の効果検証として、以下の点に着目して評価すること。

①現場課題の解決への貢献・寄与

これまで見えていなかった観点での課題が設定され、現場課題の解決に貢献できるものになっているか。

②有用性、簡便性

県職員が日頃から活用可能な業務フローとなっているか。

③汎用性・拡張性

福祉以外の分野への横展開の可能性はあるか。

④経済性

費用対効果の観点で問題がないか。

5 実施体制

- ・本業務の実施に当たり、十分な経験を有する者を統括責任者として配置し、プロジェ

クトをマネジメントすること。なお、業務計画書提出時点で確約するものとし、原則として変更できない。

- ・統計解析、データ利活用の知見を有する者を含むこと。
- ・データ利活用に関する自治体支援実績を有すること。

6 情報セキュリティの確保

個人情報及び県が公開予定としていない情報の取扱いに係るセキュリティ体制の確保に万全を期すとともに、愛媛県セキュリティポリシーを遵守すること。

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律に準じて取り扱うこととし、受注者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき処罰される場合がある。

7 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務の履行に伴い作成された製作物（業務完了報告書、標準業務フローの手順書等）の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に基づく権利を含む。）は、県に帰属するものとする。

ただし受注者が本業務の着手前から保有していた著作物（プログラム、スクリプト等）、ノウハウ、及び汎用的な利用が可能なツール類（AIへの入力プロンプト等）の著作権は、受注者に留保されるものとする。この場合において、受注者は県に対し、県が当該製作物を本業務の目的の範囲内で利用するために必要な、無償かつ非独占的な使用を許諾するものとする。

(2) 秘密保持

本業務に関し、受注者から県に提出された資料等は、本業務以外の目的で使用しない。本業務に関し、受注者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

受注者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

8 成果品

(1) 提出物

- ・業務完了報告書
- ・標準業務フローに関する手順書・マニュアル等
- ・データ分析結果可視化資料及びそれに基づく課題要因分析資料
- ・デジタル支援ツールの比較検討・提案資料

- ・その他、本業務の実施過程で作成した資料一式
- (2) 提出方法・留意事項
- ・上記提出物のデータ一式をメールにより提出
 - ・電子データについては、Microsoft Office で利用可能な保存形式とすること。
- (3) 提出先
- ・福祉課題解決支援モデル事業データ分析等伴走支援業務

公募型プロポーザル実施要項 4 担当窓口

9 その他

本業務実施に当たっては、善良なる管理者の注意を持って処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。

本業務実施に当たり、事故や運営上の課題等が発生した場合には、速やかに委託者へ報告すること。

本仕様書に定めのない事項、又は業務上、疑義が生じた場合は、委託者・受託者双方が協議の上、対応するものとする。

その他、仕様書で示した業務内容以外で、業務実施に有効な独自の企画提案があれば記載すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲

に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (注) 1 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。
- 2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。
 - 3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。
 - 4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。